

# 浄化槽の法定検査は使用されている方の義務です

「**法定検査**」は、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽（合併浄化槽及び単独浄化槽）がきちんと機能を発揮しているかどうかを中立的な第三者機関である愛知県指定の検査機関が確認する検査です。浄化槽の「**保守点検**」と「**清掃**」は、浄化槽を正常に働かせるために行う作業です。



## 浄化槽管理者(浄化槽使用者)の3つの義務

### ① 法定検査

浄化槽の放流水質（BOD※等）が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検・清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを検査します。

※BOD=水の中の有機物（汚れの原因）を微生物（好気性微生物）が分解するのに使われた酸素の量

### ② 清掃

浄化槽内にたまった汚泥、異物等の引き出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。

### ③ 保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、送風機の調整等を行います。

## 法定検査を受けないとどうなる？

県や浄化槽事務の権限を有する市町村から受験命令に従わない場合には、30万円以下の過料（金銭罰）が処される場合があり、町の補助金制度を利用されている方は補助金の返還も発生することがあります。

## 単独浄化槽・汲み取り便槽をご利用の方へ

単独浄化槽・汲み取り便槽は、台所やお風呂等の生活雑排水が未処理のまま川などに廃水され、環境への負担が大きいため合併処理浄化槽への転換をお願いします。

# ごみ出しのルールとマナーを守って きれいな町を目指しましょう！

## 時間を守りましょう

集積所に出す「可燃ごみ」と「資源ごみ（ミックスペーパー、プラスチック製容器包装）」は決められた収集日当日の朝8時までに集積所に出してください。前日の夜や収集後に出すと、野生動物に荒らされたり悪臭の原因となり近隣の方の迷惑になります。また、分別収集の前日の夜に出すのも騒音等で近隣の方の迷惑になりますのでやめてください。

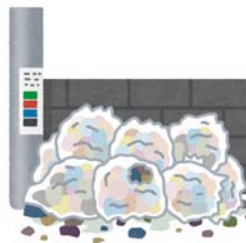


## 収集日を守りましょう

地区やごみの種類によって収集日が異なります。決められた収集日以外にごみを出すと収集されずに放置され、付近の衛生環境や景観が悪くなり、近隣の方の迷惑になります。

収集日は、「収集カレンダー」をご確認ください。

（「収集カレンダー」は、環境課窓口で配布している他、町公式ホームページでもご確認いただけます。）



## 分別をしましょう

ごみはきちんと分別しましょう。分別のできていないごみは収集できません。

分別の方法は、各家庭に配布している「ごみと資源の分け方・出し方BOOK」をご確認ください。（「ごみと資源の分け方・出し方BOOK」は、環境課窓口で配布している他、町公式ホームページでもご確認いただけます。）

